

12・25大阪地裁不当判決をはね返し、 評価・育成システムを撤回させる運動を力強く推進しよう！

大阪地裁は、昨年12月25日、原告の訴えをことごとく斥け、大阪府の「評価・育成システム」と「評価結果の給与反映」を全面肯定しました。原告は、退職時にまで及ぶ懲罰的な給与削減に耐えながら、自己申告票不提出による抵抗と裁判闘争を行い、運動を広げるための取り組みを行ってきました。判決は、大阪のシステムが実態としてどう機能し、現に教育現場が被っている被害がどんなものか、将来にわたってどれほど教育を破壊するのか等について、私たちが具体的に示してきた証拠のほとんどを無視しました。ILO 1966年勧告及びCEART委員会の調査及び報告についても、弁護士会勧告も「法的効力を持たない」として、わずか1文で切り捨てています。多数の教職員に、権力の「壁」を見せつけることによって、「何を言っても・・・」とあきらめの感情を抱かせようとしているのでしょう。

不当な判決を押し返し、逆転しなければなりません。105人の原告は、全員が控訴審での闘いの継続を決意しました。3月10日、弁護士・世話人・事務局の総力を結集した116ページにわたる控訴理由書が完成しました。即日、高裁に提出しています。理由書は、地裁の不当判決を根底から批判した上で、憲法23条及び26条に基づいてシステムの違憲性を明らかにする新たな論点を付け加えています。5月14日の第1回控訴審法廷に向けての体制は整いました。

しかし、裁判に勝利するためには法廷の枠を乗り越えた大きな闘いが必要です。訴訟団は、06年11月の提訴以来11回の弁論で、大阪地裁最大の法廷を原告・会員・支援者で埋め尽くしました。さらに、07年3月、08年3月、08年12月と3回の大集会を成功させてきました。07年3月には府内の公立学校の全教職員に「訴訟団通信」を送信して、裁判への支援を呼びかけました。この間、原告は29名から105名に拡大し、会員・支援者を含めれば1000名を超え、2万部のニュースを配布する一大勢力になっています。多くのおみなさんに支えられた闘いは、さらに発展していくための基盤をもっています。

判決当日、訴訟団は、不当判決を批判し、2009年にさらに闘いを拡大しようと呼びかける事務局声明を公表し、不当判決を乗り越えて前進すると宣言しました。

昨年12月には、評価・育成システムを厳しく批判した大阪弁護士会の勧告書と要望書に対する府教委の見解を訴訟団として求めました。それと同時に、府内1700の全公立学校の校長と分会長に勧告書と要望書を送付し、議論を呼びかけました。今年2月には、昨年10月29日に公表された政府・文科省と教育委員会に対する厳しい勧告を含むCEART報告（ILO/UNESCO）を訴訟団として邦訳し、職場に届けました。保護者・市民にも裾野を広げ支持求める努力を続けています。105名の原告を核とした訴訟団の闘いは、法廷の枠を乗り越えた運動として確実に前進しています。訴訟団に結集し、不当判決を押し返し、評価・育成システムを撤回させる運動を力強く推し進めてみましょう。今まで以上のおみなさんのご協力とご支援をお願いします。

◆現在、訴訟団は3・28集会を成功さすべく全力を傾注しています。各職場では開示面談が進行中だと思いますが、職場状況を訴訟団事務局までお寄せ下さい。教職員の声を結集し、3・28集会を評価・育成システムの撤回を求める闘いの新たな出発点にしたいと考えています。同封のアンケートにご協力下さい。同封の封筒に**必ず切手を貼って**郵送、又はFAX、メールでのご返送をお願いします。（アンケート用紙は訴訟団のホームページにもアップしています。）

2009年3月11日
新勤評反対訴訟団事務局